

# 東大寺領封戸の形成と皇后藤原光明子

## 二条大路木簡の検討を手がかりに

The Formation of Todaiji-ryo Fuko and Empress Komyo with  
the Fujiwara Clan

中林隆之

はじめに

①二条大路木簡と東大寺領封戸

②藤原氏封戸と光明子

③皇后の公的職務遂行と東大寺領封戸

おわりに

### 【論文要旨】

二条大路木簡は、大略、藤原光明子の皇后宮および警護の衛府関連の木簡群と、それらと密接に関わる藤原麻呂家の投棄した木簡群により成り立つことが、明らかにされている。その中には、(1)近江国坂田郡上坂田郷の庸米荷札木簡、(2)若狭国遠敷郡玉置郷の調塩荷札木簡、(3)駿河国富士郡久貳郷の調堅魚荷札木簡、(4)讃岐国宮處郷の記載が見られる削屑、が含まれる。(1)は麻呂家の封戸庸米荷札で、(4)も藤原氏に密接する氏族の盤踞地に関わるもの。他方、(2)と(3)は、いずれも公郷からの調雑物貢進木簡である。これらの木簡に見られる郷は、いずれものちに東大寺領封戸に編入される。

藤原麻呂家の資人の多くは、麻呂の死後、皇后宮職の写経所に勤務した。麻呂邸の東大寺領への編入も光明子の意図を前提とする。光明子は故太政大臣（不比等）家封戸の一部も管理した。「国造豊足解」も皇后宮職宛と見るのが自然で、よって、故左大臣（房前）家封戸の一部も光明子が管理したと思われる。(1)の貢進地や(4)の地が東大寺領となったのも、こうした光明子の藤原氏の家産的財産に対する、一連の管理・運営権を前提とする。

平城宮内のⅠ第13次調査の遺構と、Ⅱ129次・139次調査の遺構、Ⅲ宮町遺跡は、いずれも光明子の皇后宮と何らかの関連を有する。出土した贄・調雑物荷札木簡の貢進郷も、二条大路木簡のそれと重複するものが多い。二条大路木簡中の贄・調雑物荷札木簡は、行幸や節会など、各種公的行事の饗宴料に関わるものが主体だが、そこでは、複数の年次にわたり同一の公郷から貢進された事例が12例確認でき、その中にはⅠ～Ⅲの荷札と同じ郷からのものも見える。以上より、贄・調雑物には、特定の王権の公的職務遂行のために優先的に消費されるものがあり、その貢進地も限定的で特定できる。貢進地は、拠点的なミヤケが設定された地とその周辺部を核とする。(2)・(3)は、そうした王権（光明皇后）の公的職務遂行に密接する固有の公的地域で、光明子の意向を前提に、国家意志として東大寺に施入された。